

## 答申第 1 2 1 号

(諮問第 1 4 5 号)

### 答 申

#### 第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 3 月 30 日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 22 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

労働安全衛生法の規定に基づいて、大分県庁本庁舎がある事業場（知事部局で最も常時使用する労働者数が多い事業場）において、大分県人事委員会へ提出した令和 4 年 3 月 22 日時点で選任している専属の産業医の選任報告の表面（添付資料は不要）

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 3 月 30 日付けで、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき公文書不存在（専属の産業医を選任できておらず、人事委員会への報告も行っていないため）を理由として非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年 5 月 27 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 第 3 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記の非公開決定処分を取り消し、対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

大分県庁本庁舎における衛生管理者の選任報告（令和 3 年 4 月 1 日選任分）では、

事業場の労働者数が 1,554 人とされているから、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 13 条第 1 項第 3 号の規定による専属の産業医の選任が実施機関に課せられている。また、同人を選任したときは、同条第 2 項等の規定により、大分県人事委員会（以下「人事委員会」という。）へ選任報告をすることとなっている。

非公開決定処分では、専属の産業医を選任できておらず、人事委員会への報告も行っていないとされており、労働安全衛生法の運用の観点から不合理であり、対象文書は存在するはずである。

#### **第 4 実施機関の弁明の要旨**

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

規則第 13 条第 1 項第 3 号の規定により、大分県庁本庁舎については専属の産業医の選任が必要であるが、非公開決定通知で示したとおり、産業医の選任はしているものの、専属の者を選任できていない状況である。

また、同条第 2 項の規定による人事委員会への産業医の選任報告書についても、公文書公開請求日時点では、提出できていなかった。

よって、公文書公開請求があった文書は、県が未作成の文書であり、不存在により非公開としたものである。

#### **第 5 審査請求人の反論の要旨**

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

#### **第 6 審査会の判断**

##### **1 本件対象公文書について**

本件対象公文書は、大分県庁本庁舎について、規則第 13 条第 2 項の規定に基づいて人事委員会に提出した令和 4 年 3 月 22 日時点で選任している専属の産業医の選任報告の表面である。

##### **2 公文書不存在による非公開決定の適否について**

規則第 13 条第 1 項第 3 号の規定により、常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場にあつては、その事業場に専属の産業医を選任することとされている。

また、同条第 2 項の規定により、産業医を選任したときは、遅滞なく、報告書を所轄労働基準監督機関に提出することとされている。

実施機関は、弁明書において、大分県庁本庁舎については専属の産業医の選任が必要であるが、産業医の選任はしているものの、専属の者を選任できていない状況であり、また、人事委員会への産業医の選任報告書についても、公文書公開請求日時点では提出できていなかったと主張している。

この点について、専属の産業医の選任ができていない状況であり、人事委員会へ

の選任報告書も、公文書公開請求日時点では提出できていなかったとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないとする実施機関の説明は、信用できる。

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年7月14日	諮 問
令和4年8月9日	事案審議（令和4年度第3回審査会）
令和4年8月31日	答申決定（令和4年度第4回審査会）

### 大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	